

労政

まつもと

令和6年10月10日発行
第160号

発行 松本市
編集 産業振興部労政課
電話 35-6286

令和6年度 技能奉仕活動を実施しました



修繕を行っている様子

松本市と松本市ものづくり人材育成連絡会では、若年層に対する技能の普及を目的として、長野県松本技術専門校の生徒による技能奉仕活動を行っています。

平成28年度から始まったこの活動も今年で9年目を迎え、これまでに市内の公園や保育施設などでベンチやテーブル等の補修作業に取り組んできました。

今年度は7月23日から24日にかけて同校建築科の2年生3名が南部公園（松本市平田東）の木製藤棚を修繕しました。

作業1日目は猛暑日、2日目は断続的に雨が降るという過酷な状況の中、生徒間で声を掛け合いながら着実に作業を進めました。



修繕前の藤棚



修繕後の藤棚

生徒からは「遊びに来る子どもたちが安全に遊べるようになって良かった。」「現場では準備した木材の長さが合わないなど問題が起きたが、みんなで一緒に協力して解決することができて良かった。」との声もあり、真摯に取り組んだ様子が伺えました。

中小企業こそ「健康経営」を！



“「健康経営」は、社員の健康づくりに経費を割くことが可能な大企業が取り組むもの”とお考えではありませんか？

「少数精鋭の人材こそが強み」の中小企業こそ、いち早く健康経営に取り組むことが大切です。

大きな費用や負担をかける必要はありません。

「社員全員に健康診断を受けてもらうこと」「会社内は完全禁煙または分煙にすること」など簡単なことから始められます。

「健康経営」について関心がある市内の企業には、労政課の職員がご説明にお伺いいたしますのでお気軽にご相談ください。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

【お問い合わせ】 産業振興部 労政課

TEL: 0263-35-6286

E-mail: rosei@city.matsumoto.lg.jp

令和6年10月1日から長野県最低賃金が改定され、

時間額が「948円」から「**998**円」に
50円引き上げられました。

1 対象となる労働者

長野県内の事業場で働く全ての労働者です。

なお、就業場所が県外の場合は、就業場所の都道府県の最低賃金が適用されますのでご注意ください。

2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (5) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 最低賃金額以上かどうかを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給制の場合
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、
日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）
- (3) 月給制の場合
月給 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。
- (5) 上記（1）～（4）の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記（2）、（3）の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

4 求人の取り扱い

ハローワークで受理している求人について、最低賃金額を下回る求人は法令違反となり、受理・公開ができません。

ハローワークに求人を提出する際は募集賃金額が最低賃金額を下回っていないか確認していただいたうえで提出して下さい。

5 最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

最低賃金を引き上げた事業主に対して、ハローワークが取り扱っている有期雇用労働者等の基本給を増額した場合のキャリアアップ助成金などの支援策があります。

他にも長野労働局が取り扱っている業務改善助成金などがあります。

【お問い合わせ先】

（最低賃金制度全般） 松本労働基準監督署

TEL 0263-48-5693

（求人・業務改善助成金以外助成金） ハローワーク松本

TEL 0263-27-0111 (31#)

（業務改善助成金） 長野労働局雇用環境・均等室

TEL 026-223-0560

人材開発支援助成金のご案内（令和6年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】
（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)※1	60% (45%)※1	—	—
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60%※2 70%※3	75%※2 100%※3	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60%※2 70%※3	75%※2 100%※3	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	—	—	30万円	36万円	—	—
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	—	75% (60%)	—	—	—
	成長分野等人材訓練		960円※4	—	75%	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	—	—	60% (45%)	75% (60%)	—	—
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）	—	—	45%	60%	—	—
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円※5 (760円)	—※5 (960円)	20万円	24万円	—	—
	教育訓練短時間勤務等制度		—	—	20万円	24万円	—	—
④ 事業展開等 リスケリング支援コース		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	—	75% (60%)	—	—	—

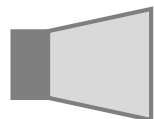
※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合の助成率
※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
※7 令和8年度末までの時限措置

詳細は厚生労働省HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

お問い合わせ・申請は：長野労働局職業安定部訓練課 tel.026-226-0862





賢い消費者 になりましょう

人生100年時代を迎え、長期的なお金に対する備えが必要です。投資や副業への関心も高まる一方で、社会経験の乏しさ、将来への不安、楽に稼ぎたい欲望につけこむ悪質商法もあります。職場に事例のような電話はありませんか。



事例紹介 投資用マンションの執拗な勧誘に注意

職場に投資用マンションの購入をしつこく勧誘する電話があり、断り切れずに会うことになった。ファミリーレストランで「マンションの一部屋を購入すれば家賃収入や売却利益を得られる」「必ず儲かる」と勧誘された。「家族と相談したい」「帰りたい」と伝えたが、「わざわざ来てやったのに断るのか」「社会人だから自分で契約を決めろ」と迫られ、その後も長時間に渡る強引な勧誘は続いた。早く解放されたくて言われるまま契約してしまった。

対応のポイント

※文中に特に断りがない場合、宅地建物取引業法による

勧誘を断る時ははっきりと：中途半端な対応では繰り返し勧誘されることがあります。最初からしっかり断ることが大切です。

悪質な勧誘に注意：事業者名や担当者名を教えない、利益が確実と言う、断っても続ける、長時間勧誘するなどは違法です。記録し、宅建免許の行政庁に通報しましょう。

職場への勧誘は会社として対応：職場への迷惑勧誘には個人で対応せず、会社での対応を考えましょう。

警察への相談：勧誘がひどい場合は、威力業務妨害罪を視野に入れて会社が警察に相談することも考えましょう。

【クーリング・オフについて】

契約後でも以下の条件を満たせばクーリング・オフできる場合もあります

- ① 売主が登録済みの宅建業者
- ② 業者の事務所以外で契約
- ③ 引き渡し後、代金全額未払い
- ④ クーリング・オフ告知書を受け取ってから8日以内



お断りします

おかしいな、困ったなと思ったら、ひとりで悩まず相談してください

【暮らしの相談窓口】

消費者ホットライン （局番なし） 1 8 8

松本市消費生活センター（松本市役所内） 0 2 6 3 - 3 6 - 8 8 3 2

【お問い合わせ】 市民相談課 TEL：0263-33-0001



Supporting corporate social responsibility activities

法人の奨学金返還費用を 県が肩代わり。*

社会的責任活動（CSR）へ積極的に取り組む
法人向け補助制度のご案内

従業員への奨学金返還支援の負担額を助成します。

年間20万円の返還支援してる法人の例



進学率の上昇や進学費用の高騰により、新社会人の半数以上が進学時の奨学金を返還しています。その負担が社会問題となっており、法人が自ら返還を肩代わりする時代となっています。これに対応して、県や一部の市町村では奨学金返還費用の一部を補助する制度を実施しています。自社の CSR 活動の拡大や継続に向け、この補助制度の利用をご検討ください。

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。



<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>

長野県奨学金返還支援制度

検索



〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL:026-235-7118 FAX:026-235-7327
E-mail: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

※他の支援（補助金・助成金等）制度との併用が可能です。補助金は奨学金返還費用の全額をカバーするものではありません。

詳細は裏面をご覧ください

長野県の補助 他の支援(補助金・助成金等)制度との併用が可能です。



補助対象企業

長野県に
本社等

資本金
10億円
未満

県内に本社等を置く資本金10億円未満の
中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等

就業規則
社内規定等

奨学金返還支援制度を設けている

県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に
1コース以上認証されている

国の認定制度「くるみん」「えるぼし」「ユース
エール」を取得の場合、実績報告の時点におい
て、「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取
得することを前提に申込みが可能です。

補助内容

●対象経費 従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還する
か、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額

●補助割合 1/2 ●上限額 10万円(支援対象従業員1人あたり・年額)

●上限人数 3人(1社あたり・各年度)

【次に該当する場合は5人(1社あたり・各年度)】

いずれか1つ取得 各認証を2つ以上取得

アドバンスプラス プラチナくるみん プラチナえるぼし

もしくは

例1 例2

●補助期間 入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)

例:20万円/年の代理返還を行った場合

企業負担 20万円 10万円 県 企業負担の1/2を助成 (上限10万円)

例:毎年3名が対象となり、交付申請を行った場合の補助金額

初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
計30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	計60万円	30万円	30万円	30万円
		計90万円	30万円	30万円
			計120万円	30万円
				計150万円

- 同一の大企業又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- 大企業の役員又は職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- 国又は地方公共団体が補助事業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- 国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- 雇用保険の適用事業主である
- 県税の未納がない
- 事業分野が、日本標準産業分類の大分類「公務」に属さない
- 事業分野が、性風俗関連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っている又はは公序良俗に反さない
- 暴力団との関わりがない
- 申請日から過去3年間に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていない

対象従業員

●対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者(中途採用者を含む)

●雇用期間の定めのない正社員である者

お手続きの流れ

採用決定後に
申請手続きを
お願いいたします。

採用決定 → 交付申請 → 交付決定 → 入社後最初の
手当支給(給与) ※交付決定前の支給分は
補助対象外です。 → 実績報告 → 補助金交付

補助金の申請手続きは毎年度行う必要があります。

市町村の補助

支援対象が企業が個人であるか
など条件等詳細は各市町村の奨
学金返還支援担当課へお問い合
わせください。

奨学金返還支援を実施している長野県内市町村

長野市/松本市/上田市/岡谷市/飯田市/諏訪市/須坂市/小諸市/伊那市/駒ヶ根市/大町市/飯山市
塩尻市/佐久市/千曲市/小海町/南相木村/北相木村/佐久穂町/立科町/下諏訪町/富士見町
箕輪町/飯島町/南箕輪村/中川村/宮田村/松川町/阿南町/阿智村/下條村/売木村/天龍村/泰阜村
喬木村/豊丘村/王滝村/大桑村/木曾町/生坂村/白馬村/小谷村/山ノ内町/信濃町/大鹿村

令和5年6月1日現在

他の支援(補助金・助成金等)制度の手続きの流れ



※詳細は各市町村へご確認ください。

他の都道府県、市町村の情報は
内閣府のウェブサイトをご覧ください。

奨学金 地方定着 デジタル田園 検索
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

地方創生

お問い合わせ先



0120-640-234

平日9時-17時



syokuba@ecure.co.jp

次の項目を記載しお送りください。
法人名/名前/連絡先/支援・相談の内容

制度導入検討などお気軽にご相談ください。

奨学金返還制度の導入のほか、職場いきいきアドバンスカンパニー
認証の申請の支援、制度等のアドバイスや事例のご説明など専門の
アドバイザーをご利用いただけます。費用は必要ありません。

令和6年度 選ばれる職場づくり推進事業受託事業者



E-CURE
Human Resources Consulting イーキュア

救えるいのちがあります

－誰も自殺に追い込まれることのない松本を目指して－

問い合わせ 健康づくり課(東庁舎2階 ☎34-3217 FAX39-2523)

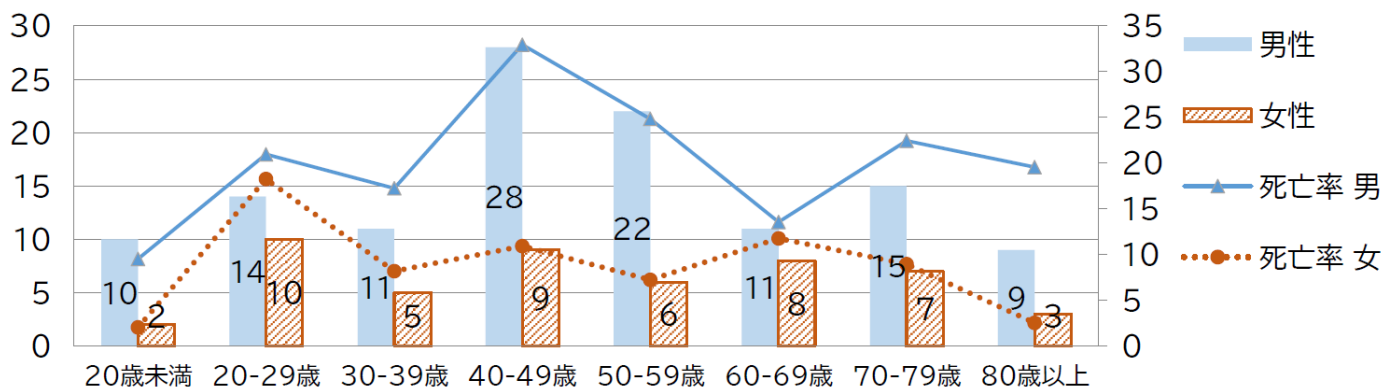
松本市では、毎年30～40人前後の尊い命が自殺により失われ、特に40代から50代の働き盛り世代の男性の自殺者が多い状況です。また、長野県では、20歳未満の自殺死亡率が全国でも高く、大変深刻な状況です。

自殺は、さまざまな悩みを抱え、心理的に追い込まれた結果と考えられています。

(人)

R1～R5 年齢階級別自殺者数(松本市)

(人口10万対)



大切な方のSOSに気づいてください

こころのSOSのサインかも…

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 元気がない、疲れている | ☐ 身だしなみが悪くなった |
| ☐ 眠れてない様子 | ☐ 飲酒の量が増えた |
| ☐ 食欲がない様子 | ☐ 口数が減った |
| ☐ 体調不良を訴える | ☐ 人付き合いを避けるようになった |



こころのSOSに気が付いたら

身近な人の「こころのSOS(サイン)」に気づいたら、さりげなく声をかけてみましょう。声をかけることは勇気のいることですが、話を聴き、寄り添い、共に考えること自体が、生きる支援になります。

気づき、声かけ

・普段の様子とちがったら「大丈夫?」「どうしたの?」と声をかけてみましょう。

傾聴

・相談に耳を傾け、否定せずに受け止めることが大切です。

つなぐ

・専門の相談の利用を促しましょう。

見守る

・温かい言葉をかけ、継続して見守りましょう。

ひとりで悩まず、相談してください

●死んでしまいたいくらいつらいとき

【自殺予防専用相談・いのちのきずな松本】

☎34-3600 市役所東庁舎4階

時間 平日 午前9時～午後5時15分



【こころの健康相談統一ダイヤル】

☎ 0570-064-556

時間 平日 午前9時30分～午後4時、
午後6時30分～午後10時30分
(受付は午後10時まで)

●SNS相談

電話相談はちょっと、という方に

【厚生労働省SNS相談一覧】 →



【あなたのいばしょ】

365日24時間チャットで相談 -



10月は「個別労働紛争あっせん制度」周知月間です

長野県労働委員会では、労働問題の専門家が中立、公正な立場で、労働者個人と事業主との雇用のトラブル（解雇、賃金、パワハラ等）について、「あっせん」により円満な解決をお手伝いしています。手続きは、簡単・無料で、懇切丁寧にお話を伺い秘密は厳守されます。

秘密厳守

懇切丁寧

早期解決

手続簡単

職場のトラブルでお困りでは ありませんか？

長野県労働委員会の「あっせん」で解決をお手伝い！

「あっせん」とは・・・労働者個人と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きし、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。



詳しくは、長野県中信労政事務所(0263-40-1936)

または

長野県労働委員会事務局(026-235-7468) まで。



詳しくは
こちら

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234

FAX (03) 5955-8211

毎年10月は加入促進強化月間です。

簡単

● 外部積立型で管理が簡単
● 退職金試算額もお知らせ

有利

● 掛金の一部を国が助成
● 掛金は全額非課税

安心

● 確実な退職金支払
● 安心の資産運用

中退共の
退職金制度なら

社長の決断、
応援します。
退職金